

# 制限付一般競争入札

## 【 入札説明書 】

工事番号：第03106152号

工事名：令和5年度 公社営農場リース事業 05 下川地区 第52 工区

公益財団法人北海道農業公社

## 入札説明書

この入札説明書は、令和6年7月9日に公表した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

### 1 契約担当者等

公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原 輝和

### 2 入札に付する事項

- (1) 工事番号 第03106152号
- (2) 工事の名称 令和5年度 公社営農場リース事業 05 下川地区 第52工区
- (3) 工事の場所 北海道上川郡下川町
- (4) 工事の期間 契約締結日の翌日から令和6年11月18日（月）まで
- (5) 工事の概要 別途閲覧に供する仕様書、図面による。

### 3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は、単体企業であって、要件は次のとおりとする。

#### (1) 単体企業の要件

- ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しない者であること。
- イ 発注工事に対応する公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）が定める入札に参加する者に必要な資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
- ウ 競争入札参加資格審査申請書等の提出期限の日から入札の時までの期間に、国及び公社の競争入札参加資格者指名停止を受けていない者であること。
- エ 暴力団関係事業者等であることにより、公社が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- オ 公社における建築工事の競争入札参加資格を有すること。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の公社競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- キ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者又は同法第3条第1項第1号に規定する一般建設業者であること。
- ク 北海道内に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二（2）（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号又は別紙二（2））の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。
- ケ 過去15年間（平成21年度以降）に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有すること。  
なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。
- コ 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、入札参加資格審査申請書等の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。
- サ 監理技術者に代えて、建設業法第26条第3項ただし書の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を工事に専任で配置できること。
- シ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

ス 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

セ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、ス及びセにおける資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

b 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

#### 4 入札参加資格審査申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似工事施工実績調書

イ 類似工事施工実績を証明する書面

次の①から③のいずれかの書面を添付すること。なお、添付書類は、類似工事施工実績で求めているものが確認できること。

① 契約書の写し及び特記仕様書、設計内訳書、設計図など

類似工事实績を共同企業体で受注している場合は、共同企業体協定書及び共同企業体附属協定書等の写し

② コリンス登録の写し

③ 工事实績証明書

ウ 特定関係調書

当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜提出すること。また、共同企業体による申請の場合は、構成員ごとに調書を作成すること。

(2) 提出期間

令和6年7月10日（水）から令和6年7月24日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前9時から午後5時まで（最終日は午後3時まで）

(3) 提出場所

郵便番号 070-0030

北海道旭川市宮下通4丁目2番5号 JA上川ビル  
公益財団法人北海道農業公社 旭川支所 業務農地課  
電話番号 0166-25-2613

(4) 提出方法

持参又は送付すること。ただし、送付の場合は、封筒表面に「入札参加資格審査申請書在中」と明記し、必要書類一式を「一般書留、簡易書留又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）」にて送付すること。また、提出期間最終日の午後3時までに必着とし、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

(5) その他

- ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
- イ 提出された資料は、返却しない。
- ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。
- エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

5 入札参加資格の審査

入札に参加しようとする者が、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和6年7月31日（水）までに書面により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 理由の説明を求められることができる期間

入札参加資格がないと認められた者（以下「非資格者」という。）は、その理由について、令和6年8月7日（水）までに書面により説明を求められることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

北海道札幌市中央区北5条西6丁目1番地23  
公益財団法人北海道農業公社 総務部管理課

(2) 理由の説明の回答

理由の説明は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

北海道旭川市宮下通4丁目2番5号 JA上川ビル  
公益財団法人北海道農業公社 旭川支所 業務農地課  
電話番号 0166-25-2613

8 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

北海道旭川市宮下通4丁目2番5号 JA上川ビル  
公益財団法人北海道農業公社 旭川支所 入札室

(2) 入札日時

令和6年8月19日（月） 午後1時30分

(3) その他

- ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
- イ 提出された資料は、返却しない。
- ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。
- エ 入札書及び工事費内訳書については、提出後の再掲出は認めない。
- オ 入札の執行に当たっては、理事長により、競争入札参加資格があることが確認された旨の制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

9 送付による入札  
認めない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他理事長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したとき。

イ 理事長が定めた資格を有する者で、過去2年間に国（公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体又は公社と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであることを、あらかじめ、証明した者であり、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

なお、共同企業体の場合にあっては、その構成員の1者以上が、規模を除いてこの条件に該当するものであるとき。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他理事長が確実と認める担保を提供すること。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約金額の100分の30に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。なお、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他理事長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、公社を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

ウ 理事長が定めた資格を有する共同企業体で、その構成員の全員が、過去2年間に国、地方公共団体又は公社と種類をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であることを、あらかじめ証明した場合で、その共同企業体が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

11 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるときは、予定価格の範囲内で入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した他の者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格に満たない場合は調査を行うものとする。

12 落札者と契約を行わない場合

(1) 暴力団関係事業者等

落札者が暴力団関係事業者等であることにより公社が行う公共事業などから除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 指名停止者

落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができる。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

13 契約書作成の要否  
必要とする。

14 予定価格等

- (1) 予定価格 事後公表とする。
- (2) 低入札価格調査制度に係る基準価格  
設定している。

15 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

(1) 設計図書等の閲覧期間及び場所

入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、入札参加資格審査申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。

ア 閲覧期間 令和6年7月31日（水）から令和6年8月16日（金）まで  
（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所 北海道旭川市宮下通4丁目2番5号 JA上川ビル  
公益財団法人北海道農業公社 旭川支所 業務農地課 閲覧室

(2) 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間 令和6年7月31日（水）から令和6年8月9日（金）まで  
（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 郵便番号 070-0030  
北海道旭川市宮下通4丁目2番5号 JA上川ビル  
公益財団法人北海道農業公社 旭川支所 業務農地課

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 令和6年7月31日（水）から令和6年8月16日（金）まで  
（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所 北海道旭川市宮下通4丁目2番5号 JA上川ビル  
公益財団法人北海道農業公社 旭川支所 業務農地課 閲覧室

16 支払条件

(1) 前金払 契約金額の4割に相当する額以内とする。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を契約金額の2割に相当する額以内とする。

(2) 中間前金払 契約金額の2割に相当する額以内とする。

ただし、a及びbの条件を備えた場合に請求できるものとする。

a 工期の2分の1を経過していること。

b aの時期までに実施すべき工事が行われており、工事の進捗額が請負代金額の2分の1以上であること。

(3) 部分払 しません。

17 再苦情の申立て

(1) 再苦情の申立ての期間

非資格者に対する理由の説明に不服がある者は、回答を受け取った日から7日（日曜日、土曜日及び休日を除く）以内に書面により再苦情の申立てを行うことができる。

なお、書面は持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

(2) 再苦情申立てに関する審議

再苦情申立てに関する審議は、公益財団法人北海道農業公社入札監視委員会が行う。

(3) 書面の提出及び問い合わせ先

書面の提出先及び再苦情申立てに関する手続等の問い合わせ先は、次の場所とする。  
北海道札幌市中央区北5条西6丁目1番地23

18 その他

(1) 入札執行回数

入札の執行回数は、原則2回までとする。

(2) 無効入札

開札の時（落札者の決定前まで）において、3に規定する資格を有しない者のした入札及びこの入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札手続きの取消し

落札者の決定後において、理事長が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。

(4) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(6) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(7) 債権譲渡の取扱い

契約の相手方が中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）による下請けセーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号）による地域建設業経営強化融資制度を利用する場合において、契約の相手方が工事請負代金の支払い請求権について、債権譲渡承諾依頼書を公社に提出し、公社が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので留意すること。なお、承諾依頼にあたっては、公社が指定する様式により依頼すること。

(8) 建設工事競争入札心得

入札に参加する者は、別紙の建設工事競争入札心得を承知すること。

(9) 問い合わせ先

入札の公表及び入札説明書の内容に関し不明な点は、公益財団法人北海道農業公社 旭川支所 業務農地課（電話番号 0166-25-2613）に照会すること。

## 【入札説明書別記説明】

### 「3 入札に参加する者に必要な資格」の説明

#### 3の(1)のイ

本工事に対応する建設業の種類は、当該許可をもって入札参加資格を得た建築工事業です。

#### 3の(1)のケ

本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事は、建築工事（新築、改築又は改修工事）で、元請としての施工実績です。

#### 3の(1)のコ

##### ア 建築工事

##### (ア) 特定建設業者又は一般建設業者

- a 国家資格を有する主任技術者とは、1級建築施工管理技士又は1級建築士、2級建築施工管理技士（種別を「建築」に限る。）又は2級建築士の資格を有する者です。また、これと同等以上の資格を有する者とは、建設業法第7条第2号の規定に該当する者です。
- b 監理技術者は、1級建築施工管理技士又は1級建築士の資格を有する者、建設業法第15条第2号ハの規定に該当する者であり、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、過去5年以内に監理技術者講習を修了した者です。

#### 3の(1)のス

本工事に係る設計者は、第一宅建設計株式会社です。